

# インドネシアにおけるドラフター制度の概要

JICAインドネシア長期派遣専門家

及川裕美

## 第1 はじめに

JICAの法制度整備支援プロジェクトの1つとして、インドネシア共和国（以下「インドネシア」という。）において、2021年10月から2025年9月までの予定で、「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト<sup>1</sup>」（以下「本プロジェクト」という。）が実施されている。本プロジェクトのカウンターパートはインドネシア最高裁判所及びインドネシア法務人権省法規総局（以下「法規総局」という。）であるところ、法規総局をカウンターパートとする本プロジェクトの活動の目標は法令間の整合性確保に関するドラフターの能力向上であり、具体的な活動としては、インドネシアにおいて法令間の不整合が生じる原因の特定、ドラフターに対する研修の教材作成、同研修の講師の育成、同研修の実施等が予定されている。

これらの具体的な活動を行う前提としてドラフター制度について理解する必要があるところ、同制度について説明する文献は見当たらず、本稿において同制度の概要を紹介するものである。本稿に記載されている情報は、別途記載のない限り、2023年9月時点のものである。もとより、本稿における意見は当職の私見である。

## 第2 ドラフターの地位

ドラフターとは、正確には法令ドラフター（Perancang Peraturan Perundang-undangan、以下「ドラフター」という。）のことであり、「法令制定におけるドラフターの参加及びその育成に関する政令2015年59号」（以下「政令2015年59号」という。）1条1号によれば、ドラフターとは、任命権者<sup>2</sup>から、法令の制定及びその他の法的文書<sup>3</sup>を策定する活動を行うための完全な任務、責任、権限及び権利を与えられ、ドラフター専門職<sup>4</sup>として任命された文民公務員（Pegawai Negeri Sipil：PNS、以下「公務員」という。）<sup>5</sup>のことである。

<sup>1</sup> 本プロジェクトの概要については、西尾信員「インドネシア新プロジェクトの概要 ～ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上 及び紛争解決機能強化プロジェクト～」ICD NEWS 89号（2021年12月号）を参照。

<sup>2</sup> 任命権者（Pejabat yang Berwenang）とは、法令の規定に基づき文民公務員（Aparatur Sipil Negara：ASN）の任命、異動及び解任手続を実施する権限を有する官吏のことである（「ドラフター専門職実施指針及び技術指針に関する法務人権大臣令2023年17号」（以下「法務人権大臣令2023年17号」という。）1条3号）。

<sup>3</sup> その他の法的文書とは、決定書、通達、指示書、公告、条約、契約、訴状及び訴状への回答、リーガルオピニオン、法的考察、法的問題の分析等のことである（政令2015年59号注釈11条c）。

<sup>4</sup> 専門職（Jabatan Fungsional）とは、特定の専門性及び技能に基づく専門的サービスに関連する機能及び任務を内容とする職務グループのことであり（「専門職に関する国家公務員強化・行政改革大臣令2023年1号」（以下「行政改革大臣令2023年1号」という。）1条9号）、法務人権省が育成機関となっている専門職として、ドラフター、入国審査官、特許審査官、法分析官等がある。なお、育成機関の定義については後記のとおりである。

<sup>5</sup> 公務員（Pegawai Negeri Sipil：PNS）は文民公務員（Aparatur Sipil Negara：ASN）のうち無期雇用の文民公務員のことである（「文民公務員に関する法律2014年5号」1条3号）。

専門職は専門系 (Keahlian) と技術系 (Keterampilan) に分類される<sup>6</sup>、ドラフター専門職は専門系の法務及び司法群に含まれる<sup>7</sup>。

ドラフターの階層 (Jenjang)、職位 (Pangkat)、職階 (Golongan Ruang)<sup>8</sup> 及び2022年7月11日時点のドラフター数<sup>9</sup> は下記の表のとおりである。

階層 <sup>10</sup> (Jenjang)	職位 <sup>11</sup> (Pangkat)	職階 <sup>12</sup> (Golongan Ruang)	2022年7月11日時点のドラフター数
初級ドラフター (Perancang Ahli Pertama)	準管理職 (Penata Muda)	Ⅲ / a	176名
	主席準管理職 (Penata Muda Tingkat I)	Ⅲ / b	421名
下級ドラフター (Perancang Ahli Muda)	管理職 (Penata)	Ⅲ / c	390名
	主席管理職 (Penata Tingkat I)	Ⅲ / d	184名
中級ドラフター (Perancang Ahli Madya)	監督職 (Pembina)	Ⅳ / a	134名
	主席監督職 (Pembina Tingkat I)	Ⅳ / b	46名
	準総監督職 (Pembina Utama Muda)	Ⅳ / c	4名
上級ドラフター (Perancang Ahli Utama)	次席総監督職 (Pembina Utama Madya)	Ⅳ / d	4名
	総監督職 (Pembina Utama)	Ⅳ / e	1名

2022年7月11日時点においてドラフターは1,360名存在する。その内訳は、法務人権省本省に155名 (うち法規総局に104名)、法務人権省地方事務所 (Kantor Wilayah) に640名、法務人権省以外の中央省庁に306名、非省政府機関 (Lembaga Pemerintah Non Kementerian)<sup>13</sup>、非構造機関 (Lembaga Nonstruktural)<sup>14</sup>、国民代表議会等に合計137名、地方政府<sup>15</sup> (Pemerintah Daerah) に122名である。

<sup>6</sup> 行政改革大臣令2023年1号5条(1)項

<sup>7</sup> 法務人権大臣令2023年17号4条、5条(1)項。なお、法務及び司法群の専門系専門職として、ドラフターの他に検察官がある(「公務員専門職群に関する大統領決定1999年87号」添付書類18番)。

<sup>8</sup> 法務人権大臣令2023年17号5条(2)項、6条

<sup>9</sup> 法規総局が2022年7月11日時点で把握していたドラフター数である。

<sup>10</sup> 法規総局各局における課長クラスである専門職コーディネーター (Koordinator Jabatan Fungsional) は中級ドラフターである者が多く、係長クラスである専門職サブコーディネーターは下級ドラフターが多い。

<sup>11</sup> 職位の翻訳は、財団法人自治体国際化協会「インドネシアの地方自治」(2009年)86頁による。

<sup>12</sup> インドネシアの全ての公務員はIからIVまでの4段階で区分され、Iが担当職、IIが調整職、IIIが管理職、IVが監督職という職階である。1つの職階はさらにa, b, c…と数段階に細分されている。この職階に基づき公務員の給与は決定される。

<sup>13</sup> 非省政府機関とは、大統領からの特定の行政任務を実施するために設立された中央政府機関であり、非省政府機関として国家開発計画庁 (Bappenas)、気象庁等がある。

<sup>14</sup> 非構造機関とは、法律、政令及び大統領令によって設立された省または非省政府機関以外でその費用が国家予算で賄われるものであり、非構造機関として総選挙管理委員会、汚職撲滅委員会等がある。

<sup>15</sup> 地方政府には、州政府、県政府及び市政府があり、日本における地方自治体に相当するものである。

### 第3 ドラフターの任務

ドラフターの任務は、法令案及びその他の法的文書案の準備、加工及び策定であり、これらの任務を実施するにあたり、ドラフターはハーモナイゼーション（Pengharmonisan）<sup>16</sup>を行う<sup>17</sup>。

法令制定に関する法律2011年12号（以下「法律2011年12号」という。）98条において法令制定の各段階<sup>18</sup>にドラフターを関与させる旨規定されており、政令2015年59号5条において国家機関、省、非省政府機関、非構造機関、州地方政府及び県／市地方政府は法令制定の各段階にドラフターを関与させる旨定めている。

法令制定の各段階におけるドラフターの活動は政令2015年59号で次のとおり定められている<sup>19</sup>。

#### 1 計画段階

- ・ アカデミックペーパー<sup>20</sup>、説明または解説の作成
- ・ 国家立法計画または地方立法計画の作成
- ・ 政令案及び大統領令案の立案計画の作成
- ・ 大臣令案、庁（Badan）または委員会（Komisi）令案、州首長規則案、県／市首長規則案等の立案計画の作成

#### 2 作成<sup>21</sup>段階

- ・ 内容に関する考えのポイントの作成
- ・ 基本的枠組みまたは体系の作成
- ・ 草案の作成
- ・ 政府、国民代表議会または地方代表議会が提出する法律案の作成
- ・ 政令案、大統領令案及び大臣令案の作成

<sup>16</sup> ハーモナイゼーションとは、パンチャシラ（建国5原則）、1945年憲法前文、1945年憲法、より上位または同等レベルの法令との調整等のことである（政令2015年59号注釈3条）。2011年時点では、大統領が提出する法律案、各省等が作成する政令案及び大統領令案についてのみ法務人権大臣がハーモナイゼーションを実施する旨法律で規定されていた（法令制定に関する法律2011年12号47条（3）項、同54条（2）項及び同55条（2）項）。その後、ハーモナイゼーションの対象が拡大され、中央法令においては、各省等が作成する大臣令案、非省政府機関令案及び非構造機関令案もその対象とされ（「ドラフターによる大臣令案、非省政府機関令案または非構造機関令案のハーモナイゼーションに関する法務人権大臣令2018年23号」）、また、地方法令においても、（地方代表議会提出案を含む）州条例案、県／市条例案、州首長規則案及び県／市首長規則案についてハーモナイゼーションを行うこととされた（「ドラフターによる地方法令案のハーモナイゼーションに関する法務人権大臣令2018年22号」）、「法令制定に関する法律2011年12号の改正に関する法律2019年15号58条（2）項」、「法令制定に関する法律2011年12号の2度目の改正に関する法律2022年13号58条（1）項、同97D条」。なお、中央法令のハーモナイゼーションは法規総局に所属するドラフターが主体となり、地方法令のハーモナイゼーションは法務人権省地方事務所に所属するドラフターが主体となって実施している。

<sup>17</sup> 政令2015年59号3条

<sup>18</sup> 法律2011年12号1条1号において「法令制定とは、計画、作成、審議、可決または決定及び公布の段階を含む法令の作成のことである。」と規定されているとおり、法令制定の段階は計画から公布までの5段階である。インドネシアにおける法令制定過程については、島田弦「法務総合研究所委託調査報告書 法令間の不整合と法令制定プロセスとの関係について・インドネシアの事例から」（2023年）を参照。同報告書は<https://www.moj.go.jp/content/001407963.pdf>において閲覧可能。

<sup>19</sup> 政令2015年59号6条から10条、同注釈6条から10条

<sup>20</sup> アカデミックペーパーとは、社会に存在する法的な問題またはニーズを法令の規制によって解決しようとする場合に、学術的に法調査または検証及び特定の問題に関するその他の研究を行いその結果をまとめたものであり（法律2011年12号1条11号、同付属書類I-1番）、法律案、州条例案または県／市条例案を作成する際に用意することが義務付けられている（同法律43条（3）項、56条（2）項、63条）。

<sup>21</sup> 作成にはハーモナイゼーションも含まれる（政令2015年59号注釈7条）。

- ・ 州政府、県 / 市政府、州議会、県 / 市議会が提出する条例案の作成<sup>22</sup>
- ・ 州首長規則案、県 / 市首長規則案等の作成

### 3 審議段階

- ・ 国民代表議会の作業会議、作業委員会会議等における法律案審議の導入の枠組みでのコンセプトの策定、法律案の問題整理リストのコンセプトの策定、国民代表議会の審議への参加等
- ・ 地方代表議会の委員会会議、合同委員会会議等における地方代表議会または首長の解説または一般見解のコンセプトの策定、条例案の問題整理リストのコンセプトの策定、地方代表議会の審議への参加等
- ・ 国民代表議会または地方代表議会の総会決議における法律案または条例案の承認または却下のコンセプトの策定、最終意見コンセプトの策定等

### 4 可決または決定段階

- ・ 可決または決定予定の法令原稿の準備

### 5 公布段階

- ・ 官報、官報追記、公報、公報追記、地方公報または地方公報追記の形式で法令を発行する枠組みにおいて、公布する法令原稿の再精査、法令原稿のナンバリング準備、書式に応じた法令原稿の準備等

### 6 その他の活動

ドラフターは、法令制定の各段階における活動のほかに、次の活動に参加することが可能である<sup>23</sup>。

- ・ 法令案の周知
- ・ 法令の周知
- ・ その他の法的文書の策定

<sup>22</sup> これまでの関係各所からのヒアリングによれば、中央政府、州政府、県 / 市政府の条例案の作成は、各政府に所属するドラフターが行う場合もあるが、各政府に所属するドラフターの数が少ないなどの事情によりドラフター以外の法令案作成担当者が行う場合もある。

<sup>23</sup> 政令2015年59号11条

## 第4 ドラフターの任命手続

### 1 2023年9月時点におけるドラフターの任命手続

2023年9月時点のドラフターの任命手続として、①新人の任命、②他の職務からの異動、③昇格の方法がある<sup>24</sup>。

#### (1) 新人の任命 (Pengangkatan Pertama)

新人の任命は、公務員候補者 (Calon Pegawai Negeri Sipil : CPNS)<sup>25</sup> からドラフターの募集を充足するための任命のことである<sup>26</sup>。

公務員採用<sup>27</sup>の告知は国家選考委員会及び各政府機関<sup>28</sup>の双方において行われるところ、各政府機関においては職務 (Jabatan)、職務の採用数等も告知し<sup>29</sup>、専門職についても各政府機関の採用数が告知される。公務員採用希望者は1機関のみの1つの職務に限って応募が可能であるため<sup>30</sup>、ドラフター志願者はドラフターを採用予定の政府機関のドラフター採用枠に応募する。

公務員試験は書類選考、基礎コンピテンシー<sup>31</sup>選考及び分野別コンピテンシー選考から構成される<sup>32</sup>。分野別コンピテンシー選考は公務員採用希望者が保有する分野別コンピテンシーと職務需要に応じたコンピテンシー基準の適合を評価するために実施され、その選考内容は、専門職の場合には専門職育成機関が策定する<sup>33</sup>。

公務員採用試験に合格し、ドラフター採用枠に採用された公務員候補者は、公務員に任命された後1年以内にドラフターに任命されなければならない<sup>34</sup>。この任命が新人の任命である。

新人の任命の要件として、法学、土地法、ビジネス法、知的財産法、国際法、保健法、訴訟法、公法、シャリア法、法と開発、イスラム家族法、イスラム刑法、行政法、イスラム宗派比較、シャリア経済法、イスラム天文学、ヒンドゥー教法または慣習法の学士以上の卒業証明を有していること等が必要である<sup>35</sup>。

<sup>24</sup> 法務人権大臣令2023年17号11条

<sup>25</sup> 公務員採用試験に合格し採用されると1年間の試用期間を経ることが義務付けられており、その期間は公務員候補者の身分を与えられる (「文民公務員調達に関する国家機関強化・行政改革大臣令2021年27号」(以下「行政改革大臣令2021年27号」という。)) 55条(1)項。公務員候補者が教育訓練を修了し、心身ともに健康であることを条件に公務員 (Pegawai Negeri Sipil : PNS) に任命される (同57条)。

<sup>26</sup> 法務人権大臣令2023年17号13条(1)項。ドラフターの募集人数等は、ドラフターの育成機関である法務人権大臣が公務員の定員管理を担当する国家機関強化・行政改革大臣に対して提出したドラフター専門職需要提案書等に基づき決定される。

<sup>27</sup> インドネシアの公務員採用手続は、定期的に行われる日本と異なって、公務員の空席や増員の状況に従って非定期的に行われる。2021年の法務人権省における公務員採用手続においてドラフター採用枠は設けられなかった。2021年以降の公務員採用手続が2023年9月に開始され、公務員採用枠として法務人権省に1,015名の枠が割り当てられたが、今回もドラフター採用枠は設けられなかった。法務人権省以外の他省庁におけるドラフター採用枠の有無は不明である。

<sup>28</sup> 政府機関とは中央機関及び地方機関のことであり、中央機関とは省、非省政府機関、国家機関事務局及び非構造機関事務局のことであり、地方機関とは地方官房局、地方議会事務局、地方局及び地方技術機関から構成される州地方機関及び県/市地方機関のことであり (行政改革大臣令2021年27号1条(6)項から(8)項)。

<sup>29</sup> 行政改革大臣令2021年27号29条(1)項、同(2)項、同(4)項

<sup>30</sup> 行政改革大臣令2021年27号30条(3)項

<sup>31</sup> コンピテンシーについては後記のとおりである。

<sup>32</sup> 行政改革大臣令2021年27号31条

<sup>33</sup> 行政改革大臣令2021年27号41条(1)項、同42条(1)項

<sup>34</sup> 法務人権大臣令2023年17号13条(3)項。法規総局条例起草支援・ドラフター育成局の担当者によれば、人事の状況次第で、公務員候補者が公務員に任命されると同時にドラフターとして任命されることもあれば、先に公務員に任命され、その後1年以内にドラフターに任命される場合もあるということである。

<sup>35</sup> 法務人権大臣令2023年17号12条(1)項

新人の任命によってドラフターに任命されるためには、後記のコンピテンシーテスト (Uji Kompetensi) の受験は要件となっていない<sup>36</sup>。

新人の任命によってドラフターとして任命された公務員は、3年以内に専門研修 (Pelatihan Fungsional)<sup>37</sup> を修了する義務を負い<sup>38</sup>、この専門研修が未修了であるドラフターは1つ上のレベルの階層 (Jenjang) への上昇 (Kenaikan) が認められない<sup>39</sup>。

## (2) 他の職務からの異動 (Perpindahan dari Jabatan Lain)

他の職務からの異動によってドラフターに任命されることが可能であるところ、他の職務とは、代表高官職 (Jabatan Pimpinan Tinggi)、行政官職 (Jabatan Administrasi)<sup>40</sup> 及びその他の専門職 (Jabatan Fungsional Lainnya) のことである<sup>41</sup>。

公務員が他の職務からの異動によってドラフターに任命されるためには、法学、土地法、ビジネス法、知的財産法、国際法、保健法、訴訟法、公法、シャリア法、法と開発、イスラム家族法、イスラム刑法、行政法、イスラム宗派比較、シャリア経済法、イスラム天文学、ヒンドゥー教法、慣習法または育成機関が定めるその他の法分野資格の学士以上の卒業証明を有していること、2年以上連続または非連続で法令制定及びその他の法的文書の策定分野の任務実施経験を有していること<sup>42</sup>等の要件を満たす必要がある。

さらに、上級ドラフターに任命される場合には修士以上の修了証を有していることが要件となっている<sup>43</sup>。

他の職務からの異動によってドラフターに任命される者の職位 (Pangkat) は、その者が前職で保有していた職位と同じであり<sup>44</sup>、その階層 (Jenjang) はドラフターに任命される者の職位 (Pangkat) 及び職階 (Golongan) に基づき定められる<sup>45</sup>。

法務人権省以外の政府機関が他の職務からの異動によって初級ドラフター、下級ドラフター及び中級ドラフターを任命する場合、政府機関の人事育成官吏<sup>46</sup>から法務人権省法規総局長 (以下「法規総局長」という。) を通じて育成機関の代表者である法務人権大臣に対し任命申請書が提出される<sup>47</sup>。その任命申請書は、資格に応

<sup>36</sup> 法務人権大臣令2023年17号13条(2)項

<sup>37</sup> 専門研修については後記のとおりである。

<sup>38</sup> 法務人権大臣令2023年17号13条(9)項

<sup>39</sup> 法務人権大臣令2023年17号13条(10)項

<sup>40</sup> 代表高官職とは下級代表高官職及び中級代表高官職のことであり、行政官職とは管理官職 (Jabatan Administrator)、監督官職 (Jabatan Pengawas) 及びその下の役職 (Jabatan Pelaksana) のことである (法務人権大臣令2023年17号16条(3)項、(4)項)。下級代表高官職は各省の局長クラス、中級代表高官職は各省の総局長クラスである。なお、ここでの管理官職、監督官職は公務員の任務や機能等に基づくものであり、第2の表の職位 (Pangkat) における管理職、監督職とは異なる。

<sup>41</sup> 法務人権大臣令2023年17号16条(2)から(4)項

<sup>42</sup> 法務人権大臣令2023年17号15条(1)項d及びf

<sup>43</sup> 法務人権大臣令2023年17号15条(1)項e

<sup>44</sup> 法務人権大臣令2023年17号16条(6)項

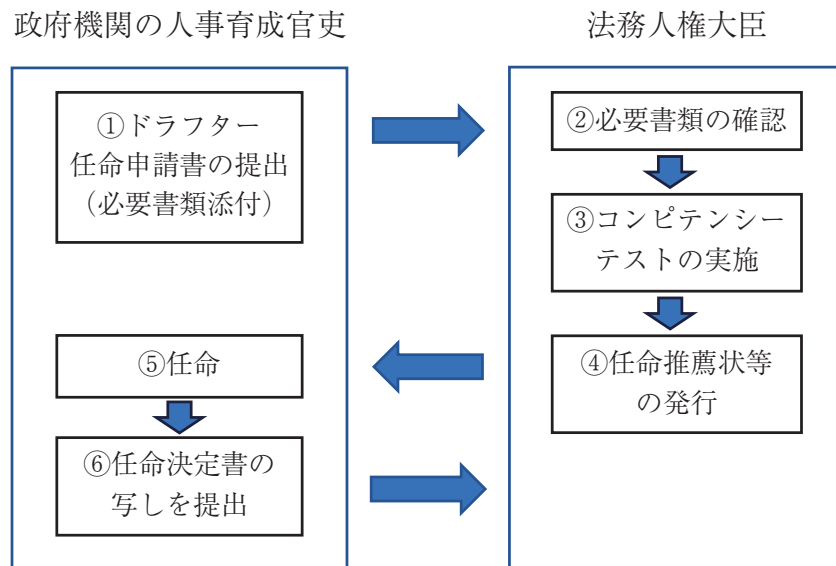
<sup>45</sup> 法務人権大臣令2023年17号16条(7)項

<sup>46</sup> 人事育成官吏とは、法令の規定に基づき、公務員の任命、異動、解任及び政府機関における公務員管理育成について定める権限を有する官吏のことであり (法務人権大臣令2023年17号1条(2)項)、各省の人事育成官吏は各省の大臣である。

<sup>47</sup> 法務人権大臣令2023年17号17条(1)項。法務人権省の任命については同条(2)項

じた最終卒業証明書の写し等の必要書類を添付した上で提出され、その必要書類は法規総局長を通じて法務人権大臣が確認する<sup>48</sup>。その確認結果に不備がないとされた者はコンピテンシーテスト<sup>49</sup>を受験することが可能であり<sup>50</sup>、法務人権大臣はコンピテンシーテストを実施する<sup>51</sup>。そのコンピテンシーテストに基づき、法務人権大臣は、クレジットスコア決定書<sup>52</sup>、コンピテンシー証明書及び他の職務からの異動によるドラフターへの任命推薦状を発行する<sup>53</sup>。この任命推薦状に基づき、政府機関の人事育成官吏はドラフターを任命し<sup>54</sup>、法規総局長を通じて法務人権大臣に対し任命決定書の写しを提出する義務を負う<sup>55</sup>。

上記に記載した他の職務からの異動による初級ドラフター、下級ドラフター及び中級ドラフターへの任命手続のチャートは下記のとおりである。



なお、他の職務からの異動によって上級ドラフターに任命する場合は、政府機関の人事育成官吏から大統領に対し任命提案書を提出し、大統領が上級ドラフターを任命する等、他の階層のドラフターとは異なる任命手続が採用されている<sup>56</sup>。

### (3) 昇格 (Promosi)

昇格によるドラフターの任命は、ドラフターにまだ就任していない公務員のド

<sup>48</sup> 法務人権大臣令2023年17号17条(3)項、同(5)項、同15条(2)項

<sup>49</sup> コンピテンシーテストについては後記のとおりである。

<sup>50</sup> 法務人権大臣令2023年17号40条(2)項

<sup>51</sup> 法務人権大臣令2023年17号17条(6)項

<sup>52</sup> クレジットスコア決定書とは、ドラフターの任命または職位 (Pangkat) 若しくは職務 (Jabatan) の上昇のためにクレジットスコアに基づき与えられる評価結果のことである (法務人権大臣令2023年17号1条14号)。クレジットスコアについては後記のとおりである。

<sup>53</sup> 法務人権大臣令2023年17号17条(7)項

<sup>54</sup> 法務人権大臣令2023年17号17条(10)項

<sup>55</sup> 法務人権大臣令2023年17号19条(3)項

<sup>56</sup> 法務人権大臣令2023年17号10条(1)項、18条

ラフターへの任命またはドラフターが1つ上のレベルの階層（Jenjang）へ上昇（Kenaikan）するために実施される<sup>57</sup>。

ドラフターにまだ就任していない公務員がドラフターに任命される場合、管理官職は上級ドラフターへ、監督官職は中級ドラフターへ、監督官職より下の役職は下級ドラフターへ任命することが可能である<sup>58</sup>。

昇格による任命の要件として、任命予定のドラフターの要件に応じた最低職位を有していること、法学士または公務上認められた法分野のその他の学士以上の卒業証明を有していること等の要件を満たす必要がある<sup>59</sup>とともに、機関及び国益にとって有益なイノベーションを生みだしており、イノベーション分野に関連する政府機関に認められていることを人事育成官吏の決定書により証明されていること、任命予定の職務階層に応じたコンピテンシー基準を満たしていること等の基準に基づき昇格による任命は定められる<sup>60</sup>。

昇格による初級ドラフター、下級ドラフター及び中級ドラフターへの任命手続は(2)に記載した他の職務からの異動による任命手続と同様である<sup>61</sup>ので、同手続を参照されたい。

なお、昇格によって上級ドラフターに任命する場合は、政府機関の人事育成官吏から大統領に対し任命提案書を提出し、大統領が上級ドラフターを任命する等、他の階層のドラフターとは異なる任命手続が採用されている<sup>62</sup>。

## 2 2023年以前に採用されていたドラフターの任命手続

2023年以前には、上記の①新人の任命、②他の職務からの異動、③昇格の任命手続の他に、調整及び行政官職から専門職への同等任命による任命手続があった。

### (1) 調整（Penyesuaian/Inpassing）

調整<sup>63</sup>とは、法令の規定に基づき特定の時期において組織の需要を満たすために公務員を専門職に任命するプロセスのことである<sup>64</sup>。

調整によるドラフターの任命は、政府機関におけるドラフターの数不十分である場合等に活用されることが予定されていた<sup>65</sup>。

調整によるドラフターの任命のためには、その都度調整に関する国家機関強化・

<sup>57</sup> 法務人権大臣令2023年17号22条（1）項

<sup>58</sup> 法務人権大臣令2023年17号22条（2）項

<sup>59</sup> 法務人権大臣令2023年17号20条（1）項

<sup>60</sup> 法務人権大臣令2023年17号21条（1）項。法規総局のドラフター育成担当者によれば、この厳しい基準により、昇格による任命は活用されていないとのことである。

<sup>61</sup> 法務人権大臣令2023年17号23条等

<sup>62</sup> 法務人権大臣令2023年17号10条（1）項、24条

<sup>63</sup> 法規総局のドラフター育成担当者によれば、調整によるドラフターの任命と他の職務からの異動によるドラフターの任命の違いは、調整による場合は不定期に行われ、その都度調整に関する国家機関強化・行政改革大臣令、法務人権大臣令等の制定が必要であるのに対し、他の職務からの異動の場合は法令の制定は不要であり、各省庁が主体的に法務人権省にドラフターの任命申請書を提出することで実施されるなどの点で、両者は異なるとのことである。

<sup>64</sup> 「調整を通じたドラフター専門職としての公務員の条件、手順及び任命に関する法務人権大臣令2020年4号」（以下「法務人権大臣令2020年4号」という。）1条11号

<sup>65</sup> 政令2015年59号19条参照



行政改革大臣令、法務人権大臣令等の制定が必要であり、2023年の直近では、2018年に制定された「調整を通じたドラフター専門職としての公務員の任命、条件及び手順に関する法務人権大臣令2018年6号」及び2020年に制定された法務人権大臣令2020年4号に基づいて、調整によってドラフターが任命された。

調整によってドラフターに任命されるためには、法学士または公務上認められる法務分野のその他の学士以上の卒業証明を有していること、ドラフター専門職分野の任務実施経験を2年以上有すること、職位によって定められたTOFELスコアの英語能力証明書を保有していること、コンピテンシーテストを受験し合格していること等の要件を満たす必要がある<sup>66</sup>。

上記の要件を満たした公務員は、ドラフター専門職提案機関<sup>67</sup>の人事分野を担当する下級代表高官に対し、調整によるドラフターとしての公務員の任命提案を申請することが可能である<sup>68</sup>。ドラフター専門職提案機関の人事分野を担当する下級代表高官は、これらの申請を受けて、任命提案リストを作成した上で、法規総局長を通じて法務人権大臣に対して任命提案を行い、かつ、国家機関強化・行政改革大臣にそのリストの写しを送付する<sup>69</sup>。この任命提案には、法学士または法務分野のその他の学士の卒業証明書の写し等の必要書類が添付され、法規総局の代表高官または行政官、法規総局のドラフター等で構成される検証・確認チームによって必要書類の検証及び確認が行われる<sup>70</sup>。必要書類の検証及び確認を通過した公務員はコンピテンシーテストを受験しなければならない<sup>71</sup>。コンピテンシーテストの合格者は、法務人権大臣名義で法務人権人材開発庁長官により証明書が与えられ、その証明書の取得者は育成機関である法務人権省により推薦状が与えられ<sup>72</sup>、同人はドラフター任命のための申請が可能となる<sup>73</sup>。推薦状が与えられ、所定の需要及び国家機関強化・行政改革大臣による職務マップに基づきドラフター専門職需要の空きがある場合、政府機関は法令の規定に基づき、ドラフターへの任命を即実施可能である。一方、推薦状が与えられたものの、ドラフター専門職需要の空きがない場合、育成機関である法務人権省はドラフター専門職編成策定指針及び職務マップに基づき専門職需要を提案することが可能であり、国家機関強化・行政改革大臣がドラフター専門職需要及び職務マップを定めた後にドラフターへの任命が実施される<sup>74</sup>。

<sup>66</sup> 法務人権大臣令2020年4号3条(1)項

<sup>67</sup> ドラフター専門職提案機関とは、国家機関、省、非省政府機関、非構造機関、州政府及び県／市政府のことである（法務人権大臣令2020年4号1条7号）。

<sup>68</sup> 法務人権大臣令2020年4号4条(1)項

<sup>69</sup> 法務人権大臣令2020年4号4条(2)項、1条8号、1条9号

<sup>70</sup> 法務人権大臣令2020年4号5条、9条、13条

<sup>71</sup> 法務人権大臣令2020年4号17条

<sup>72</sup> 法務人権大臣令2020年4号26条(1)項、(2)項

<sup>73</sup> 法務人権大臣令2020年4号28条(1)項

<sup>74</sup> 法務人権大臣令2020年4号30条

## (2) 行政官職から専門職への同等任命 (Penyetaraan Jabatan Administrasi ke dalam Jabatan Fungsional)

行政官職から専門職への同等任命（以下「同等任命」という。）とは、調整<sup>75</sup> (Penyesuaian/Inpassing) を通じて行政官職を同等の専門職に任命することである<sup>76</sup>。

同等任命によるドラフターの任命のためには、その都度同等任命に関する国家機関強化・行政改革大臣令の制定が必要であり、2023年の直近では、2019年に制定された「同等任命に関する国家機関強化・行政改革大臣令2019年28号」及び2021年に制定された行政改革大臣令2021年17号<sup>77</sup>に基づいて、同等任命によるドラフターの任命が実施された。

同等任命は、新人の任命、他の職務からの異動による任命、昇格による任命及び調整による任命と異なり、法務人権省の関与なくドラフターが任命される点に特色がある。

同等任命は行政の簡素化のための1つの手段である。すなわち、インドネシアでは、行政及び公共サービスのパフォーマンス向上を図るべく効果的かつ効率的なガバナンスを実現するために行政の簡素化が必要とされ<sup>78</sup>、この行政の簡素化は、①組織構成の簡素化、②同等任命及び③業務システムの調整を順次行うことによって実施される<sup>79</sup>。そのため、同等任命は、組織構成の簡素化終了後に行われ<sup>80</sup>、同等任命の提案を受ける官吏は、組織構成の簡素化時にその影響を受けた職務に就いている必要がある<sup>81</sup>、政府機関は同等任命の実施を行うために、組織構成の簡素化の影響を受ける職務及び行政官のマッピング並びに組織構成の簡素化の影響を受ける官吏が就任可能な専門職のマッピング等を行う必要がある<sup>82</sup>。

同等任命は、中央機関、地方機関等において、管理官職、監督官職及びエセロンV<sup>83</sup>の監督官職より下の役職に対して行われる<sup>84</sup>。管理官は中級階層の専門職に任命され、監督官は下級階層の専門職に任命され、監督官より下のエセロンVの役職官

<sup>75</sup> この「調整」の原文は、ドラフターの任用方法である第4.2.(1)の調整 (Penyesuaian/Inpassing) と同一の単語である Penyesuaian/Inpassing が使用されているが、法規総局のドラフター育成担当者によれば、第4.2.(2)の同等任命における定義規定の Penyesuaian/Inpassing の意味は組織等における調整を意味し、第4.2.(1)の調整 (Penyesuaian/Inpassing) によるドラフターの任用方法とは別の任用方法とのことである。

<sup>76</sup> 「同等任命に関する国家機関強化・行政改革大臣令2021年17号」(以下「行政改革大臣令2021年17号」という。) 1条15号

<sup>77</sup> この2つの行政改革大臣令は専門職全般の同等任命について定めた法令であるところ、同等任命によるドラフター専門職任命に特化した法務人権大臣令は制定されていない。

<sup>78</sup> 「同等任命に関する国家機関強化・行政改革大臣令2019年28号」考慮事項、「行政の簡素化のための業務システムに関する国家機関強化・行政改革大臣令2022年7号」考慮事項参照。なお、考慮事項とは法令の「前文」に該当するものである。

<sup>79</sup> 「行政の簡素化のための業務システムに関する国家機関強化・行政改革大臣令2022年7号」4条1項。なお、①組織構成の簡素化とは組織ユニットのポジションを減らすための政府機関における行政官職組織ユニットのスリム化のことであり、③業務システムの調整とは電子行政を活用した業務メカニズム及び事業プロセスの改善及び開発のことである。

<sup>80</sup> 行政改革大臣令2021年17号9条

<sup>81</sup> 行政改革大臣令2021年17号6条

<sup>82</sup> 行政改革大臣令2021年17号10条

<sup>83</sup> エセロンとは、行政職の公務員のうち一定の職以上に就く者だけに付される役職者階層のことであり、法規総局長はエセロンI、法規総局の各局長はエセロンIIである。

<sup>84</sup> 行政改革大臣令2021年17号2条、3条

は初級階層の専門職に任命される<sup>85</sup>。

同等任命の要件として、学士レベルの学歴を条件としている専門職への同等任命の場合には対象者は学士の卒業証明書を有していること、法令の規定に基づき特定のレベルにおいて特定の学歴または資格を条件としている専門職への任命の場合には条件となっている学歴または資格レベルに応じた卒業証明書を有していること、専門職の任務に関連する任務、機能、経験との適合性を有する、または関連する任務を実施した経験を有していること等が必要である<sup>86</sup>。もっとも、上記の学歴または資格レベルに適合していない者に対しても同等任命は可能であり、その場合にのみ、対象者はコンピテンシーテストを受験し合格する必要がある、専門職任命後、4年以内に職務要件に応じた学歴を有する義務を負う<sup>87</sup>。

中央機関の同等任命の手続は次のとおりである。中央機関は、専門職への同等任命予定の行政官職の特定及びマッピング結果から構成される同等任命提案を国家機関強化・行政改革大臣に提出する<sup>88</sup>。同等任命を提案した中央機関及び国家機関強化・行政改革省の確認チームが同等任命提案を確認し<sup>89</sup>、確認結果は、国家機関強化・行政改革大臣承認決定の推薦状として同大臣に提出され<sup>90</sup>、同大臣は同等任命提案の承認を決定する<sup>91</sup>。中央機関の人事育成官吏は上記の推薦状に基づき<sup>92</sup>同等任命による専門職の任命及び就任を行い<sup>93</sup>、国家機関強化・行政改革大臣に対し同等任命報告書を提出し、国家人事院長官及び各専門職の育成機関にその写しを送る<sup>94</sup>。

地方機関の同等任命の手続においては、中央政府の同等任命における国家機関強化・行政改革省及び同大臣の役割を内務省及び内務大臣が担っている<sup>95</sup>。地方機関においては、地方機関の人事育成官吏が同等任命による専門職の任命及び就任を行う<sup>96</sup>。

同等任命については、育成機関からの推薦状取得規定は適用除外となるため<sup>97</sup>、他の任命手続と異なり、ドラフター育成機関である法務人権省の推薦なくドラフターへの任命が可能である。

専門職育成機関は、コンピテンシーの開発及び向上の枠組みにおいて同等任命後

<sup>85</sup> 行政改革大臣令2021年17号4条(1)項

<sup>86</sup> 行政改革大臣令2021年17号7条b、c

<sup>87</sup> 行政改革大臣令2021年17号8条(1)、(2)、(4)項

<sup>88</sup> 行政改革大臣令2021年17号11条(1)項a

<sup>89</sup> 行政改革大臣令2021年17号11条(1)項b、同11条(2)項

<sup>90</sup> 行政改革大臣令2021年17号11条(4)項

<sup>91</sup> 行政改革大臣令2021年17号11条(1)項c

<sup>92</sup> 行政改革大臣令2021年17号11条(5)項

<sup>93</sup> 行政改革大臣令2021年17号11条(1)項d

<sup>94</sup> 行政改革大臣令2021年17号11条(1)項e。同条文記載のとおり、同等任命報告書は育成機関に送付される旨規定されているが、法規総局のドラフター育成担当者によれば、同等任命によってドラフターに任命された人数、所属機関等を法規総局において把握していないということである。

<sup>95</sup> 行政改革大臣令2021年17号13、14条

<sup>96</sup> 行政改革大臣令2021年17号14条(1)項e

<sup>97</sup> 行政改革大臣令2021年17号12条

の専門職の育成の取り組みを行う必要があるため<sup>98</sup>、ドラフターの育成機関である法務人権省は、同等任命によってドラフターに任命された者の育成を実施する必要がある。

## 第5 ドラフターに求められるコンピテンシー（Kompetensi）及びドラフターの業績評価

### 1 コンピテンシーの内容

ドラフターに求められるコンピテンシーは、技術コンピテンシー、管理コンピテンシー及び社会文化コンピテンシーで構成され<sup>99</sup>、各コンピテンシーの内容は法令で規定されている。以下は各コンピテンシーの内容である。

技術コンピテンシー <sup>100</sup>	管理コンピテンシー <sup>101</sup>	社会文化コンピテンシー <sup>102</sup>
①法令の制定	①誠実	①民族の一体感を強化する存在
②条例起草支援育成	②協力	
③ドラフター育成	③コミュニケーション	
④法令のハーモナイゼーションのための法令分析	④成果思考	
⑤訴訟及び調停の分析	⑤公共サービス	
⑥法令の公布、翻訳及び公開の分析	⑥自他の成長	
⑦法令制定の緊急性分析	⑦変化の対応	
⑧法的文書の策定の緊急性分析	⑧意思決定	
⑨その他の法的文書の策定		
⑩法的文書における政策策定		

### 2 コンピテンシーテスト

ドラフターのコンピテンシーテストとは、ドラフターが職務任務及び機能を遂行するための技術、管理及び社会文化コンピテンシーの測定及び評価プロセスのことである<sup>103</sup>。

ドラフターのコンピテンシーテストの実施機関はドラフターの育成機関である法務

<sup>98</sup> 行政改革大臣令2021年17号22条（1）項

<sup>99</sup> 法務人権大臣令2023年17号35条（2）項

<sup>100</sup> 「法務人権分野の行政事務の職務技術コンピテンシー辞典に関する法務人権大臣令2020年16号」及び「同大臣令を改正する法務人権大臣令2022年15号」付属書類において規定されている、法令関係に関する技術コンピテンシー辞典（Kamus Kompetensi Teknis Sub Urusan Peraturan Perundang-Undangan）における技術コンピテンシー

<sup>101</sup> 全ての文民公務員を対象としたものであり、「文民公務員のコンピテンシー基準に関する2017年国家機関強化・行政改革大臣令38号」付属書類IIにおいて規定されている。

<sup>102</sup> こちらも全ての文民公務員を対象としたものであり、同付属書類IIIにおいて規定されている。

<sup>103</sup> 法務人権大臣令2023年17号1条16号

人権省であり<sup>104</sup>、毎年5月<sup>105</sup>及び11月にコンピテンシーテストが実施される<sup>106</sup>。

コンピテンシーテストの受験者は、他の職務からの異動または昇格によってドラフターに任命予定の公務員、1つ上のレベルの職務階層への上昇（Kenaikan Jenjang Jabatan）のために条件付けられているクレジットスコアを満たしたドラフター及びコンピテンシー基準を満たすことができないドラフターである<sup>107</sup>。

コンピテンシーテストの範囲は、技術コンピテンシー、管理コンピテンシー及び社会文化コンピテンシーである<sup>108</sup>。

法規総局長が定めた技術コンピテンシーテストチームが同テスト問題の準備、同テストの実施、同テスト結果の評価、同テストの合否の決定等を行い、法務人権省法務人権人材開発庁（以下「人材開発庁」という。）の中級代表高官が定めた管理及び社会文化コンピテンシーテストチームが同テスト問題の準備、同テストの実施、同テスト結果の評価、同テストの合否の決定等を行う<sup>109</sup>。

### 3 ドラフターの業績評価～クレジットスコア（Angka Kredit）～

クレジットスコアとは、キャリア育成の枠組みにおいてドラフターが達成すべき、活動項目の中で定められた活動の評価値及び／又は活動項目の累計評価値のことである<sup>110</sup>。

2023年からのドラフターのクレジットスコアの評価は、年間パフォーマンス評価<sup>111</sup>のランク換算（Konversi Predikat Evaluasi Kinerja Tahunan）によって実施される<sup>112</sup>。ドラフターを含む専門系専門職の年間パフォーマンス評価のランク換算は以下の表のとおりであり<sup>113</sup>、例えば、年間パフォーマンスが非常に良いと評価された初級ドラフターは、年間当たりの係数12.5に150%を掛け合わせてクレジットスコアは18.75と評価される。

<sup>104</sup> 「文民公務員管理に関する政令2017年11号の改正に関する政令2020年17号」99条（3）項i

<sup>105</sup> 2023年5月29日から同月31日かけてコンピテンシーテストが実施された。同テストの実施場所は法務人権省法務人権人材開発庁であり、中央機関及び地方機関から合計115名が受験した。同テストの結果発表は法規総局が行った。

<sup>106</sup> 法務人権大臣令2023年17号36条（2）項

<sup>107</sup> 法務人権大臣令2023年17号37条（1）項

<sup>108</sup> 法務人権大臣令2023年17号46条（1）項

<sup>109</sup> 法務人権大臣令2023年37号45条（2）項、同条（4）項、同条（10）項

<sup>110</sup> 法務人権大臣令2023年17号1条12号

<sup>111</sup> 専門職官吏の年間パフォーマンス評価とは、パフォーマンスを評価する官吏が1年間の専門職官吏の業績及び業務行動全体をレビューし、専門職官吏のパフォーマンス指標に基づき専門職官吏の年間パフォーマンスランクを定めるプロセスのことであり（行政改革大臣令2023年1号1条17号）、パフォーマンスを評価する官吏とは専門職官吏の直属の上司のことであり、少なくとも監督官または権限の委任を受けたその他の官吏のことであり（同1条19号）。

<sup>112</sup> 法務人権大臣令2023年17号95条e

<sup>113</sup> 行政改革大臣令2023年1号付属書類B

年間当たりの 係数	非常に良い	良い	改善が必要	不足	非常に不足
	150%	100%	75%	50%	25%
初級12.5	18.75	12.5	9.38	6.25	3.13
下級25	37.50	25	18.75	12.5	6.25
中級37.5	56.25	37.5	28.13	18.75	9.375
上級50	75	50	37.50	25	12.50

新人の任命によってドラフターに任命された時点でのクレジットスコアは0であるが<sup>114</sup>、ドラフターに任命される以前に公務員候補者として任務を実施し、クレジットスコアを得ていた場合には、それをドラフター任命後のクレジットスコアとして扱うよう提案することができる<sup>115</sup>。

ドラフターの職務階層 (Jenjang Jabatan)、職位 (Pangkat) 及び職階 (Golongan Ruang) は、累計クレジットスコアの取得により定められる<sup>116</sup>。ドラフターが1つ高いレベルの職階または階層に上昇するための累計クレジットスコアは以下の表のとおりである<sup>117</sup>。例えば、職階Ⅲ/aの初級ドラフターが1つ上の職階である職階Ⅲ/bに上昇するために必要なクレジットスコアは50以上である<sup>118</sup>。また、初級ドラフターが1つ上の階層である下級ドラフターに上昇するために必要なクレジットスコアは、職階Ⅲ/aの初級ドラフターが1つ上の職階である職階Ⅲ/bに上昇するために必要なクレジットスコア50以上と、職階Ⅲ/bの初級ドラフターが1つ上の職階である職階Ⅲ/cに上昇するために必要なクレジットスコア50以上を足し合わせた100以上である<sup>119</sup>。ただし、職階Ⅲ/bで初級ドラフターに任命された者が1つ上のレベルの階層に昇格し下級ドラフターに上昇する場合に必要なクレジットスコアは50以上である<sup>120</sup>。

<sup>114</sup> 法務人権大臣令2023年17号13条(5)項

<sup>115</sup> 法務人権大臣令2023年17号13条(6)項

<sup>116</sup> 法務人権大臣令2023年17号7条

<sup>117</sup> 法務人権大臣令2023年17号33条

<sup>118</sup> 法務人権大臣令2023年17号33条(1)項a

<sup>119</sup> 法務人権大臣令2023年17号33条(2)項a

<sup>120</sup> 法務人権大臣令2023年17号33条(2)項d

階層	職階	階層または職階の上昇のために必要なクレジットスコア
初級ドラフター	Ⅲ／a	50以上
	Ⅲ／b	50以上
下級ドラフター	Ⅲ／c	100以上
	Ⅲ／d	100以上
中級ドラフター	Ⅳ／a	150以上
	Ⅳ／b	150以上
	Ⅳ／c	150 <sup>121</sup> 以上
上級ドラフター	Ⅳ／d	200以上
	Ⅳ／e	

なお、他の職務からの異動または昇格によって代表高官または行政官がドラフターに任命される場合、コンピテンシーテスト受験後に発行されるクレジットスコア決定書には、職務任務経験に基づいて公務員の基礎クレジットスコア<sup>122</sup>が加算される<sup>123</sup>。

## 第6 ドラフターの育成

### 1 ドラフター専門職育成機関

専門職育成機関とは、その任務及び機能の特殊性に基づき専門職育成機関として定められた省、非省政府機関または国家機関事務局のことである<sup>124</sup>。

ドラフター専門職育成機関は法務人権省である<sup>125</sup>。法規総局は法令分野の政策の策定及び実施を任務としており<sup>126</sup>、その任務を実施するための1つの機能として、地方法令<sup>127</sup>起草支援及びドラフター育成分野の政策策定、同分野の政策の実施、同分野の技術指導及び監督等を行う<sup>128</sup>。法規総局が定めた技術政策に基づき、法規総局条例<sup>129</sup>起草支援・ドラフター育成局（以下「法規総局ドラフター育成局」という。）が、同分野の政策実施の準備、ドラフターの育成、開発、支援等を行う<sup>130</sup>。

<sup>121</sup> 法務人権大臣令2023年17号33条（1）項においては、職階Ⅳ／cの中級ドラフターが職階Ⅳ／dに上昇するために必要なクレジットスコアが規定されておらず、この点を法規総局の担当者に確認したところ、規定漏れとのことである。同33条（2）項cには、中級ドラフターが1つ上のレベルの職務階層に上昇し上級ドラフターとなる場合に必要なクレジットスコアは450以上と規定されているので、職階Ⅳ／cの中級ドラフターが職階Ⅳ／dに上昇するために必要なクレジットスコアは150と史料される。

<sup>122</sup> 基礎クレジットスコアは、初級ドラフターⅢ／bが50点、下級ドラフターⅢ／dが100点、中級ドラフターⅣ／bが150点、中級ドラフターⅣ／cが300点であり、その他の職階は0点である（法務人権大臣令2023年17号付属書類I b）。

<sup>123</sup> 法務人権大臣令2023年17号17条（8）項、法務人権大臣令2023年17号23条（7）項

<sup>124</sup> 「文民公務員管理に関する政令2017年11号の改正に関する政令2020年17号」99条（1）項

<sup>125</sup> 政令2015年59号15条（1）項、同政令1条7号

<sup>126</sup> 「法務人権省の組織及び業務手順に関する法務人権大臣令2021年41号」（以下「法務人権大臣令2021年41号」という。）78条

<sup>127</sup> 地方法令の原文は Peraturan Perundang-Undangan di Daerah

<sup>128</sup> 法務人権大臣令2021年41号79条

<sup>129</sup> 条例の原文は Peraturan Daerah

<sup>130</sup> 法務人権大臣令2021年41号107条

また、人材開発庁は法務人権分野の人材開発の実施を任務としており<sup>131</sup>、その任務を実施するために、同人材開発に関する技術政策、プログラム及び予算の策定、同人材開発の実施、法務人権省の人材のコンピテンシー評価の実施等を行う<sup>132</sup>。人材開発庁の「専門及び人権研修開発センター」は専門及び人権研修（Pelatihan Fungsional dan Hak Asasi Manusia）の開発実施を任務としており<sup>133</sup>、その任務を実施するために、同研修分野の技術政策、プログラム及び予算の策定、同研修の実施等を行っている<sup>134</sup>。

## 2 ドラフターの育成方法

ドラフターのコンピテンシー及びプロフェッショナルリズム向上のために、ドラフターを研修（Pelatihan）に参加させなければならず<sup>135</sup>、同研修はドラフター専門研修（Pelatihan Fungsional Perancang）並びに法令制定及びその他の法的文書策定分野の技術研修（Pelatihan Teknis）である<sup>136</sup>。ドラフターはその他のコンピテンシー開発プログラムを通じたコンピテンシー開発が可能であり<sup>137</sup>、このコンピテンシー開発プログラムには、セミナー、ワークショップ、カンファレンス等が含まれる<sup>138</sup>。

以下、上記のドラフター専門研修、技術研修及びコンピテンシー開発について説明する。

### (1) ドラフター専門研修（Pelatihan Fungsional Perancang）

#### ア ドラフター専門研修の実施者

前記のとおり、人材開発庁の「専門及び人権研修開発センター」が専門及び人権研修を実施しており、ドラフター専門研修についても人材開発庁の「専門及び人権研修開発センター」が実施している<sup>139</sup>。

ドラフター専門研修は、人材開発庁からドラフター専門研修実施の認可<sup>140</sup>を取得した中央及び地方の研修実施機関<sup>141</sup>においても実施することができる<sup>142</sup>。

<sup>131</sup> 法務人権大臣令2021年41号423条

<sup>132</sup> 法務人権大臣令2021年41号424条

<sup>133</sup> 法務人権大臣令2021年41号440条

<sup>134</sup> 法務人権大臣令2021年41号441条

<sup>135</sup> 法務人権大臣令2023年17号50条（1）項。同条文はドラフターを主語として受動態で規定されており、ドラフターを研修に参加させる者、機関等について明文で定めていない。

<sup>136</sup> 法務人権大臣令2023年17号50条（3）項

<sup>137</sup> 法務人権大臣令2023年17号50条（4）項

<sup>138</sup> 法務人権大臣令2023年17号50条（5）項

<sup>139</sup> 人材開発庁専門及び人権研修開発センター『ドラフター専門研修実施ガイドライン』（2022年9月）3頁。同ガイドラインは <https://bpsdm-dev.kemenkumham.go.id/informasi-pelatihan/info-pelatihan/pedoman-penyelenggaraan-pelatihan-fungsional-perancang-peraturan-perundang-undangan> において閲覧可能（2023年9月閲覧）。

<sup>140</sup> 人材開発庁がドラフター専門研修実施の認可をするためには法規総局と調整する必要がある（前掲『ドラフター専門研修実施ガイドライン』3頁）。

<sup>141</sup> 地方の研修機関の1つとしてジョグジャカルタ特別州研修機関があり、本職が2022年10月にジョグジャカルタ特別州地方政府を訪問した際に同研修機関の研修担当者から現状を聴取したところ、2017年にドラフターを対象とした研修を実施したが、その後は予算等の関係でドラフターを対象とした研修は実施できていないということであった。

<sup>142</sup> 前掲『ドラフター専門研修実施ガイドライン』3頁



## イ ドラフター専門研修のカリキュラム、学習時間等

以前は、ドラフター候補者を対象とした専門教育研修（Pendidikan dan Pelatihan Fungsional）が実施されていたが、2022年に「ドラフター専門研修（Pelatihan Fungsional）カリキュラムに関する法務人権大臣令2022年1号」（以下「法務人権大臣令2022年1号」という。）が制定され、初級ドラフター専門研修、下級ドラフター専門研修、中級ドラフター専門研修及び上級ドラフター専門研修という階層別の専門研修が規定された<sup>143</sup>。

ドラフター専門研修のカリキュラムは、基礎群、中核群、サポート群及び自己実現で構成され、基礎群、中核群、サポート群のそれぞれの研修科目は、法務人権大臣令によって各階層のドラフター専門研修ごとに規定されており<sup>144</sup>、自己実現のカリキュラムは試験形式で行われる<sup>145</sup>。

紙面の都合上、初級ドラフター専門研修の研修科目についてのみ取り上げる。初級ドラフター専門研修の基礎群の研修科目として、「ドラフターの倫理」、「ドラフターのキャリア体系」等6科目が規定されており、中核群の研修科目として、「法令の種類、ヒエラルキー、機能及び内容」、「法令策定技術」、「法令案のハーモナイゼーション」、「国民代表議会等における職業実習」等26科目が規定されており、サポート群の研修科目として、「法令その他の法的文書の策定における実際の問題」、「法令制定への国民参加」、「コミュニケーション、交渉、自己実現」及び「学術論文の執筆」の4科目が規定されている<sup>146</sup>。

初級ドラフター専門研修は368学習時間、下級ドラフター専門研修は132学習時間、中級ドラフター専門研修は124学習時間、上級ドラフター専門研修は92学習時間であり、1学習時間45分で実施される<sup>147</sup>。

ドラフター専門研修の研修参加者数は最小で25名、最大で40名という制限がある<sup>148</sup>。

## ウ ドラフター専門研修の教材

初級ドラフター専門研修の教材については、法規総局ドラフター育成局所属のドラフター等によって2022年に作成された<sup>149</sup>。

<sup>143</sup> 法務人権大臣令2022年1号3条（1）項、（2）項。2015年当時はドラフターの新人の任命の要件として専門教育研修が定められていた（「ドラフター専門職候補者の専門教育研修に関する法務人権大臣令2015年19号」参照）が、「公務員専門職の提案、決定及び育成に関する国家機関強化・行政改革大臣令2019年13号」20条（2）項によって、専門職に任命された者は任命後3年以内に専門教育研修（Pendidikan dan Pelatihan Fungsional）を受け終了する義務を負うこととなり、ドラフターに対する研修についても、「ドラフターに関する国家機関強化・行政改革大臣令2021年65号」14条（4）項でその旨定められた。

<sup>144</sup> 法務人権大臣令2022年1号2条1項、4条及び6条、「法務人権大臣令2022年1号を改正する法務人権大臣令2023年18号」（以下「法務人権大臣令2023年18号」という。）4条及び5条

<sup>145</sup> 法務人権大臣令2022年1号7条

<sup>146</sup> 法務人権大臣令2022年1号4条及び6条、法務人権大臣令2023年18号4条及び5条

<sup>147</sup> 法務人権大臣令2023年18号3条（3）項、（4）項

<sup>148</sup> 前掲『ドラフター専門研修実施ガイドライン』12頁

<sup>149</sup> 教材作成時には、教材のドラフトについて大学講師等から意見を聴取するフォーカスグループディスカッション等が実施され、その内容を踏まえ教材が完成した。人材開発庁のウェブサイト内のデジタルライブラリーには、2022年に完成した初級ドラフター専門研修の37科目の教材が一時格納されていた。

下級ドラフター専門研修の教材については2023年9月時点で作成中であり、中級・上級ドラフター専門研修の教材の作成着手には至っていない。

## エ ドラフター専門研修の講師

ドラフター専門研修の講師には、講師専門職（Widyaiswara）、ドラフター、国の高官、キャリア高官、大学講師（Dosen）等を認定することが可能である<sup>150</sup>。講師専門職及びドラフターがドラフター専門研修の講師になるためには研修講師のトレーニング<sup>151</sup>（Training of Trainer (ToT)）の修了書を取得している必要がある<sup>152</sup>。

## オ ドラフター専門研修の実施状況

階層別の専門研修が規定された2022年以降のドラフター専門研修の実施状況は、2022年に初級ドラフター専門研修が1回実施され<sup>153</sup>、2023年には初級ドラフター専門研修が3回実施される予定である。

下級ドラフター専門研修、中級ドラフター専門研修及び上級ドラフター専門研修は2023年9月時点では実施されておらず、実施予定日も未定である。

### (2) 法令制定及びその他の法的文書策定分野の技術研修（Pelatihan Teknis）

ドラフターのコンピテンシー及びプロフェッショナルリズムの向上のために、ドラフターを研修に参加させなければならず<sup>154</sup>、法規総局、ドラフターが所属する政府機関等が技術研修を行っている<sup>155</sup>。

技術研修の科目等については、上記のドラフター専門研修と異なり法務人権大臣令では規定されていない。

技術研修の1つとして、法規総局において、2022年11月7日から同月9日にわたって、「ドラフターの技術指導（Bimbingan Teknis）」<sup>156</sup>という技術研修がオンライン形式で行われた。研修参加者は調整または同等任命によってドラフターに任命されたドラフターであり、参加者数は合計約200名だった。この技術研修の科目は、「条例案及び地方首長規則案のハーモナイゼーション」、「法令の委任、廃止及び改正技術」、「行政罰、民事罰及び刑事規定の策定技術」等9科目であり、その

<sup>150</sup> 前掲『ドラフター専門研修実施ガイドライン』13頁。例えば、2022年に実施された初級ドラフター専門研修では、「法令の制定に関する実際問題」の講師は法規総局整合性第一局のサブコーディネーターが務め、「法令案のハーモナイゼーション」の講師は法規総局整合性第二局長が務めた。

<sup>151</sup> 法規総局ドラフター育成局の担当者によれば、ドラフター専門研修の講師のトレーニングを実施する主体は人材開発庁である。

<sup>152</sup> 前掲『ドラフター専門研修実施ガイドライン』14頁

<sup>153</sup> 2022年の初級ドラフター専門研修は2022年8月23日から11月4日にかけて実施された。研修参加者数は25名であり、研修参加者の所属は保健省、農業省、医薬品食品監督庁等の中央機関のほか、西スマトラ州、パプア州、東ジャワ州プリアタル県、中部スラウェシ州モロワリ県等から参加があった。同研修の前半はオンライン形式で実施され、後半は人材開発庁の研修施設においてオフライン形式で実施された。

<sup>154</sup> 法務人権大臣令2023年17号50条（1）項、（3）項b

<sup>155</sup> 法規総局ドラフター育成局の担当者によれば、技術研修については、中央機関または地方機関がその中央機関または地方機関に所属するドラフターのみを対象として実施するものもあり、この場合、その実施機関の求めに応じて法規総局から講師を派遣する場合もあるとのことである。

<sup>156</sup> 2023年11月に、本プロジェクトが支援し、同等任命によって任命されたドラフターを対象とした技術研修をオフライン形式で実施する予定である。

他に、「条例案に対する回答策定及びレビューの訓練」という実習も行われた。

### (3) コンピテンシー開発プログラムについて

ドラフター専門研修及び技術研修以外に、コンピテンシー開発プログラムによるドラフターのコンピテンシー開発が可能である<sup>157</sup>。

コンピテンシー開発プログラムの科目等については、ドラフター専門研修と異なり法務人権大臣令では規定されていない。

コンピテンシー開発プログラムとして、法規総局は法規総局ドラフター育成局を通じて法令に関するフォーラムを実施している。このフォーラムは中央及び地方のドラフター等を対象として、解説の必要性、緊急性がある法令等について外部講師等が講演するものである<sup>158</sup>。

## 第7 おわりに

ドラフター制度については様々な問題点が指摘されており、その問題点は、ドラフターの絶対数が足りない<sup>159</sup>という量的側面、ドラフターが法令を容易に検索できる法令データベースが構築されていない<sup>160</sup>という物的側面等多岐に渡るところ、ドラフターの能力という点を重視して問題点を挙げるとすれば、ドラフター間で能力に差があること<sup>161</sup>、他省庁が作成した法令案について法務人権省において採用されたドラフターがハーモナイゼーションを実施するところ、ハーモナイゼーションを担当するドラフターが対象となる法令の専門知識を十分に有していないこと、研修等のドラフター育成の機会を予算の関係等で十分提供できないこと等が挙げられる。

本プロジェクトにおいては、これまで中央機関及び地方機関のドラフター等を対象とした法令制定に関するオンラインセミナー<sup>162</sup>、地方機関のドラフター等を対象としたオフライン形式での地方セミナー、法規総局所属のドラフター等を日本に招いて法制執務の知見等を提供する本邦研修等を実施してドラフターの能力向上に努めてきたところ、今後は上記問題点等を踏まえ、上記セミナー等に加え、特定の任用手続によって任命されたドラフターのみを対象とした研修、ドラフターの専門知識を向上させるための研修等を始めとした、能力に応じたきめ細やかな研修、セミナー等の実施によってドラフターの能力向上に関する支援を続けていく予定である。

<sup>157</sup> 法務人権大臣令2023年17号50条(4)項

<sup>158</sup> 法規総局ドラフター育成局の担当者によれば、同フォーラムでこれまで取り上げられた法令として、地方における建物建設に関する税金の決定権限に関する法令等がある。

<sup>159</sup> 法規総局長によれば、2023年4月時点で、東カリマンタン州において約500という数の地方法令を作成する必要があるところ、東カリマンタン州にはドラフターが11名しかおらず人員が不足しているということである。

<sup>160</sup> 2023年9月14日、法務人権省と韓国国際協力団(KOICA)は、「インドネシアの法情報システムの確立」と題したプロジェクトの合意議事録(Record of Discussion)に署名した。今後、法規総局において、韓国国際協力団の支援を経て法情報システムが確立される予定である。なお、同プロジェクトの期間は2023年から2028年までである。

<sup>161</sup> 能力に差があることの1つの要因としては、同等任命等のドラフターの任命手続も要因の1つであると思料される。

<sup>162</sup> 本プロジェクトにおいては、これまで3回のオンラインセミナーを実施しているところ、2022年1月に実施したオンラインセミナーの内容については、及川裕美「インドネシア法整備支援オンラインセミナー(法令の整合性確保のための方策について)」ICD NEWS 91号(2022年6月号)を参照。